

かわら版

(この資料は全部お読みいただいても 60 秒です)

今年度税制改正に関連して

昨年 12 月に税制改正大綱が公表されました。今年度の税制改正で中小企業にとって覚えておくべき項目は、賃上促進税制と 30,000 円の定額減税です。

この中で、賃上促進税制については会社の規模によって 3 段階の規定になっておりますが、中小企業の内容は以下の通りとなっています。

全雇用者の給与等支給前年比増加率が 1,5%以上 ⇒ 税額控除 15%

全雇用者の給与等支給前年比増加率が 2,5%以上 ⇒ 税額控除 30%

全雇用者の給与等支給前年比増加率が 5,0%以上 ⇒ 税額控除 40%

これに加えて、

くるみん または えるぼし 2 段階目以上 ⇒ 税額控除 50%

ここで、“くるみん”・“えるぼし”という名称が出てきましたが、ご存じでしょうか？これらはともに、厚生労働省が認定する名称です。

まず“くるみん”とは、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が「子育てサポート企業」として認定する制度です。「くるみん」という名称には、赤ちゃんが包まれる「おくるみ」と、「企業ぐるみ」で子育てをサポートする、という意味が込められています。“くるみん”に認定されるためには、女性の育児休業取得率が 75%以上であることや小学校就学前の子どもがいる場合にフレックスタイムや時差出勤を選択できることなどの 10 の基準がありますが、男性の育児休業取得率も含まれており、男性の育児参加も推進する内容となっています。2022 年 3 月末現在、くるみんには 3,795 の企業・団体が認定されています。

次に“えるぼし”ですが、えるぼし認定とは、2015 年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（略称：女性活躍推進法）」に基づいて誕生した、女性の活躍促進の取り組みが優良である企業が受けられる認定制度です。えるぼしという名前には、さまざまな企業や社会で活躍し、「星」のように輝く女性への「エール」と、そんな輝く女性が増えていくようにとの願いが込められています。えるぼし認定を受けるためには、一般事業主行動計画の取り組みと連動して、下記五つの評価項目について一つ以上基準を達成したうえで、「女性の活躍推進企業データベース」に実績を公表することが必要です。

・採用・継続企業・労働時間等の働き方・管理職比率・多様なキャリアコース

今後は多様な働き方を取り入れている企業が、税制上も優遇されることになりそうですね。

詳しくは担当の税理士にご相談ください。

以 上

2024 年 3 月 22 日 E.S